

大阪労働局発表
平成27年11月26日

担当 大阪労働局労働基準部監督課
電話 06 (6949) 6490

府内102企業が割増賃金合計約10億円を是正支払

－監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成26年度)－

大阪労働局(局長 中沖剛)では、管下13の労働基準監督署において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業に対する監督指導の結果、平成26年4月から平成27年3月までの1年間(平成26年度)に是正支払がなされた金額が100万円以上になった102企業の状況について、以下のとおり取りまとめた。

《平成26年度 大阪労働局における監督指導による割増賃金是正支払結果》

対象企業数 102件(対前年度比 5件減)

対象企業数を業種別で見ると製造業が27件と最も多く、次いで、その他の事業(情報処理サービス業等)24件、商業21件となっている。

対象労働者数 6,153人(対前年度比 3,257人減)

対象労働者を業種別で見るとその他の事業が2,150人と最も多く、次いで、製造業1,875人、金融・広告業569人となっている。

是正支払額 10億4,553万円(対前年度比 1億9,011万円減)

是正支払額を業種別で見るとその他の事業が5億6,019万円と最も多く、次いで、製造業1億8,082万円、接客娯楽業9,650万円となっている。

その他の事業については、同業種合計の是正支払額5億6,019万円のうち3億4,784万円が1企業による是正支払額である。

是正支払額の1企業平均は1,025万円、1労働者平均は17万円であった。

また、是正支払額が1,000万円以上になった企業数は19件(是正支払額100万円以上の企業に対し18.6%)で、対象労働者数が2,932人(同47.7%)、支払額合計が7億8,382万円(同75.0%)であった。

前年度より、是正支払件数・労働者数・支払額減少ともに減少したが、大阪労働局では、今後も賃金不払残業を解消するための監督指導をより積極的に推進し、長時間労働の抑制及び賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的取組を促進するための周知・啓発活動を展開することとしている。

(表1) 平成26年度 100万円以上の 割増賃金の是正支払状況				(表2) 平成26年度 1,000万円以上の 割増賃金の是正支払状況			
業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)	業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製造業	27	1,875	18,082	製造業	5	902	12,130
鉱業	0	0	0	鉱業	0	0	0
建設業	7	228	2,583	建設業	0	0	0
運輸交通業	4	157	1,361	運輸交通業	0	0	0
貨物取扱業	0	0	0	貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0	農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0	畜産・水産業	0	0	0
商業	21	550	7,118	商業	1	87	2,082
金融・広告業	3	569	3,092	金融・広告業	1	411	1,900
映画・演劇業	0	0	0	映画・演劇業	0	0	0
通信業	1	73	2,290	通信業	1	73	2,290
教育研究業	3	142	1,758	教育研究業	1	56	1,104
保健衛生業	6	241	2,434	保健衛生業	1	18	1,001
接客娯楽業	5	159	9,650	接客娯楽業	1	73	8,313
清掃・と畜業	1	9	166	清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0	官公署	0	0	0
その他の事業	24	2,150	56,019	その他の事業	8	1,312	49,562
計	102	6,153	104,553	計	19	2,932	78,382
		1企業 平均額	1,025.0			1企業 平均額	4,125.4
		1労働者 平均額	17.0			1労働者 平均額	26.7

(表3) 100万円以上の割増賃金の是正支払事案 年度推移					
年度	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)	1企業平均額 (万円)	1労働者平均額 (万円)
H22年度	157	17,590	130,792	833.0	7.4
H23年度	149	9,807	138,590	930.1	14.1
H24年度	128	13,592	131,089	1,024.1	9.6
H25年度	107	9,410	123,564	1,154.8	13.1
H26年度	102	6,153	104,553	1,025.0	17.0

賃金不払残業に対する監督指導により遡及是正が行われた主な事案

【事例 1】

- ・業 種 製造業
- ・企業規模（労働者数） 約 6,000 人
- ・概 要 端末のログ情報による、客観的な労働時間管理をしていたにもかかわらず、ログ情報が反映しない方法で残業する部署等があったことから、適正な労働時間を把握出来ず、時間外労働に対する賃金の一部不払が生じていたもの。
- ・結 果 実態調査等から適正な労働時間を算定し直し、対象労働者約 60 人に対して不払残業手当総額約 2,200 万円が支払われた。

【事例 2】

- ・業 種 教育・研究業
- ・企業規模（労働者数） 約 100 人
- ・概 要 教員が土曜日にクラブ指導、説明会を行った労働時間に対し、過小な賃金を一律に支給していたことから、時間外労働に対する賃金の一部不払が生じていたもの。
- ・結 果 法定に基づいて算定した時間単価を積算することで、対象労働者約 60 人に対して不払残業手当総額約 1,100 万円が支払われた。

【事例 3】

- ・業 種 商業
- ・企業規模（労働者数） 約 100 人
- ・概 要 実際の残業時間にかかわらず、毎月、設定された上限までの割増賃金のみ支払っていたことから、時間外労働に対する賃金の一部不払が生じていたもの。
- ・結 果 対象労働者約 90 人に対して不払残業手当総額約 2,000 万円が支払われた。

【事例 4】

- ・業 種 通信業
- ・企業規模（労働者数） 約 5,000 人
- ・概 要 自己申告による労働時間の記録と客観的な労働時間関係記録にかい離が生じていたにもかかわらず、適正に労働時間を把握せず、時間外労働に対する賃金の一部不払が生じていたもの。
- ・結 果 実態調査等から適正な労働時間を算定し直し、対象労働者約 70 人に対して不払残業手当総額約 2,300 万円が支払われた。